

「けんしんガイドブック」広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、箕面市広告事業実施要綱（平成18年箕面市訓令第2号。以下「要綱」という。）第1条に定める目的を実現するため、市が配布する「けんしんガイドブック」への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲等)

第2条 「けんしんガイドブック」に掲載する広告の範囲は、要綱第3条に定めるところによる。

2 広告の内容は、要綱第6条に規定する審査会の承認により決定する。

(広告料)

第3条 広告料は、「けんしんガイドブック」広告募集要項（以下「募集要項」という。）に定める入札の方法により決定する。ただし、公募参加資格があることが確認された者が4者以内の場合は協議によるものとする。

2 広告料は、「けんしんガイドブック」に広告を掲載する事業者（以下「広告主」という。）との契約締結後、公表する。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、募集要項に定めるところによる。

(広告の掲載期間)

第5条 広告は、令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの期間に使用する「けんしんガイドブック」に掲載する。

(広告主の募集及び選定方法)

第6条 広告主の募集は、市ホームページにより行うものとする。

2 広告主の選定は、募集要項に定める入札の方法により行うものとする。ただし、公募参加資格があることが確認された者が4者以内の場合は協議によるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年(2019年)12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年(2020年)12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年(2021年)12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年(2022年)12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年(2023年)12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年(2024年)12月1日から施行する。